

第3回集団指導「令和6年度介護保険制度改定・基準省令編（パワーポイント指導）」のQ&A（令和6年2月21日付け）

No.	対象サービス	該当質問項目	質問内容	回答	参考事項
1	全サービス共通	「重要事項」の掲示の見直し	重要事項の掲示方法が見直されることに併せて、紙ベースの重要事項説明書を見直している。「虐待防止に関する取組」、「感染症まん延防止に関する取組」、「業務継続計画の策定等」については、指針やマニュアルを策定した上で、それらを紙ベースの重要事項説明書に記載する必要があるか。	各サービスごとの「人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準省令」と記す）で重要事項説明をする内容が定められており、運営規程の必須項目については重要事項説明をする必要となっています。 質問のうち、居宅系サービスにおいては、「虐待防止のための措置に関すること」は運営規程で定めることとなっています。「衛生管理等（この中にまん延防止に関することが含まれます）」と「業務継続計画の策定等」は定められていません。 よって、重要事項説明では「虐待防止のための措置に関すること」は重要事項説明書に記載する必要がありますし、利用者若しくはその家族等に説明も必要です。 なお、重要事項説明とは基準省令においては「内容及び手続きの説明および同意」という項目に相当します。この項目においては『運営規程の概要、職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められること』を重要事項として説明するとなっています。このことから、それぞれの法人・事業所において「衛生管理等」や「業務継続計画の策定等」だけでなく『その他利用申込者のサービスの選択に資すること』と判断される内容があれば、より丁寧な重要事項説明を妨げるものではありません。	
2	全サービス共通	「重要事項」の掲示の見直し	「事業者は原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」との見直しがされたが、SNSでも良いか。	一般論ですが、情報通信分野での取り扱い、次の様に分類されと考えられます、 ○ウェブサイト＝ホームページ⇒ストック型メディア（受動型メディア） ・それを必要とする人が閲覧するもの。情報の提供速度は遅いが、正確で大量な情報提供ができる。 ○SNS⇒フロー型メディア（機能型メディア） ・必要とするしなに関わらず、コミュニケーションをとるための情報ツール。情報の提供速度は速いが、情報量が少ないために、読む側の正確な理解につながるか不確実。 また、厚生労働省の解釈通知で「重要事項等の情報を掲載するウェブサイトとは『法人のホームページ等又は情報公表システム上』」とされています。 これらのことから、SNSは基準省令に記されるウェブサイトには含まれないと考えるのが適当と考えます。 ただし、厚生労働省から今後示される「介護保険制度改正に関するQ&A」などの見解を注視する必要があると考えます。 なお、この見直しは令和7年3月31日までの1年間は経過措置期間であることを申し添えます。	令和6年1月22日の社会保障審議会介護給付費分科会資料「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」中、P149には『令和7年度からは義務付ける』との記載があります。
3	全サービス共通	「重要事項」の掲示の見直し	「事業者は原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とは各事業所でウェブサイトを作成するのか。それとも行政でウェブサイトを作成するのか。	令和6年1月22日の社会保障審議会介護給付費分科会資料「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」によれば、「重要事項等の情報を掲載するウェブサイトとは『法人のホームページ等又は情報公表システム上』」とされています。 貴見の「行政」が、例えば『松江市』というような地方自治体を意味しておられるのであれば、そこでウェブサイトを作成することはありませんので、上述の内容に準じていただくことになります。 なお、この見直しは令和7年3月31日までの1年間は経過措置期間であることを申し添えます。	No.2の参考事項参照
4	全サービス共通	「重要事項」の掲示の見直し	ウェブサイトとはどういうものか。ホームページを立ち上げる必要があるか。	No.2～No.3の回答を参照ください。	
5	全サービス共通	「重要事項」の掲示の見直し	「原則として」とあるが、ウェブサイトへの掲載をしなかった場合、罰則や減算はあるか。	現時点では、罰則も減算もありません。（3年度の制度改正に向けた動向を注視する必要があります。） 「原則として」の法的解釈は、厚生労働省から今後示される「介護保険制度改正に関するQ&A」などの見解を注視する必要があると考えます。 なお、この見直しは令和7年3月31日までの1年間は経過措置期間であることを申し添えます。	No.2の参考事項参照

第3回集団指導「令和6年度介護保険制度改定・基準省令編（パワーポイント指導）」のQ&A（令和6年2月21日付け）

No.	対象サービス	該当質問項目	質問内容	回答	参考事項
6	居宅介護支援・介護予防支援	介護予防支援の居宅介護支援事業への適用	要支援の利用者について地域包括支援センターから委託を受けている場合、4月から直接ケアプランを作るのか。	<p>居宅介護支援事業所が要支援の利用者に対し直接実施可能となるのは「介護予防支援（※1）」であり、「介護予防マネジメント（※2）」は継続して地域包括支援センターでの実施となります。今回の改正をもって地域包括支援センターからの「委託」がなくなるものではありません。従来通り、介護予防支援事業支援事業所として指定を受けずに、委託の形で実施することも可能です。</p> <p>※1. 介護予防サービス利用（介護予防サービスと総合事業の組合せを含む）のケアプラン作成 ※2. 総合事業のみの利用のケアプラン作成</p> <p>このことから、令和6年4月に地域包括支援センターからの委託を解除し、直接要支援の利用者のケアプランを作成する必要は、一概には生じないものと考えます。 加えて地域包括支援センターと居宅介護支援事業所は委託（受託）契約に基づいていますので、安易な（もしくは容易な）契約解除はできないものと考えます。</p> <p>これらのことを踏まえた上で、要支援の利用者と直接契約される場合は、居宅介護支援事業所は介護予防支援事業所の指定を受けた後となります。ただし、上述の「ケアプランの作成ができるサービスは介護予防支援に限る」という必須事項に基づいて、居宅介護支援事業所は要支援の利用者と介護予防支援の契約をすることになります。 補足ですが、包括支援センターの委託契約が終了したり、要支援の利用者からの要望で直接契約に変更されたりする際には、地域包括支援センターとの調整が必要になるものと考えます。</p>	
7	居宅介護支援・介護予防支援	介護予防支援の居宅介護支援事業への適用	介護予防支援を居宅介護支援事業所が行う場合の指定申請方法はどうか。	<p>居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受ける手続きについては、様式や手続き方法等の整理ができ次第に関係事業所に周知し、HPに掲載し必要事項や様式を掲載しますのでしばらくお待ちください。 新規申請の場合、通常は1月前の申請となりますが、国の動向を確認しながら柔軟に対応する予定です。 なお、居宅介護支援事業所において介護予防支援のケアプランが作成できる対象者は、No.6を参照してください。</p>	
8	居宅介護支援・介護予防支援	介護予防支援の居宅介護支援事業への適用	介護予防支援の実施に当たり、これまで通り、地域包括支援センターからの委託を受けて行うことは可能か。	<p>貴見のとおりです。 なお、居宅介護支援事業所において介護予防支援のケアプランが作成できる対象の利用者は、No.6を参照してください。</p>	
9	居宅介護支援・介護予防支援	介護予防支援の居宅介護支援事業への適用	今までのような、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託による介護支援のマネジメントはできなくなるのか。	No.6～No.8の回答を参照ください。	
10	居宅介護支援・介護予防支援	介護予防支援の居宅介護支援事業への適用	介護予防支援のマネジメントは指定権者から介護予防事業所の指定を受けないとできなくなるということか？	No.6の回答を参照ください。	
11	居宅介護支援・介護予防支援	介護予防支援の居宅介護支援事業への適用	介護予防支援を行う際は、新たに介護予防支援事業所の指定を受ける方法と地域包括支援センターからの委託を受ける場合の両方があり、今後はそれを選ぶことということか。	No.6の回答を参照ください。	
12	居宅介護支援・介護予防支援	介護予防支援の居宅介護支援事業への適用	居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受ける際のスケジュールはどのようなものになるのか。	No.7の回答を参照ください。	

第3回集団指導「令和6年度介護保険制度改定・基準省令編（パワーポイント指導）」のQ&A（令和6年2月21日付け）

No.	対象サービス	該当質問項目	質問内容	回答	参考事項
13	訪問リハビリテーション（予防含む）・通所リハビリテーション（予防含む）	医療機関のリハビリテーション計画の受け取りの義務化	退院時に入院中に医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書を入手するのは新規に訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションを行う時だけでなく、入院前からこれらの介護サービスを受けている利用者についても入手が必要か。	貴見のとおりです。 ただし、厚生労働省から今後示される「介護保険制度改正に関するQ & A」などの見解を注視する必要があります。	
14	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	福祉用具貸与・販売の見直し	貸与と販売の選択の導入にあたり、ポータブルトイレやシャワーチェアは汚れなどを理由とした再購入は難しいが、どう考えるべきか。	ポータブルトイレもシャワーチェアも貸与・販売の選択の対象ではありません。 この度の制度改正で選択の対象となるのは次の用品です。 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖	貸与・販売の対象は第3回集団指導P31にも掲載しています。
15	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	福祉用具貸与・販売の見直し	杖などの紛失の可能性のあるものは複数個購入・再購入に制限はあるか。	質問の内容は、この度の制度改正の項目にはありません。 従来通りの基準に基づくものと考えてください。	
16	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	福祉用具貸与・販売の見直し	購入した福祉用具を別に貸与することは可能か。	質問の内容は、この度の制度改正の項目にはありません。 従来通りの基準に基づくものと考えてください。 ただし、「貸与と販売」の選択を行った後にそれを変更することが可能か否かについては、厚生労働省から今後示される「介護保険制度改正に関するQ & A」などの見解を注視する必要があります。	
17	居宅介護支援	その他（公正中立性の確保のための取組の見直し）	前6月に作成したケアプランのサービス割合・同一事業者割合の説明が義務化から「努力義務化」となるに併せて、書類の作成並びに利用者の説明は必ずとしなくて良いということか。 それとも、書類作成及び説明は必要だが、利用者からの同意書名は不要ということか。	基準省令の記載から、全てが努力義務であると解されます。 よって貴見のとおり、必ずしもしないで良いものですが、例えば利用者もしくはその家族から問い合わせがあった際に答えられないというような場合は利用者に不利益が生じ、利用者（もしくはその家族）からの誤解を招く可能性もあります。そのようなことが無いように努められることが「努力義務」であると考えます。	基準省令（全文） 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所に置いて作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該居宅介護支援事業所に置いて作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等毎の回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者に占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。
18	居宅介護支援	その他（公正中立性の確保のための取組の見直し）	義務化から努力義務になることに際し、現在行っている前6月に作成したケアプランのサービス割合等の利用者への提示や、利用者の同意や確認は不要になるということか。	貴見のとおりです。 但し、利用者への配慮も必要ですので、No.17の回答を参照ください。	
19	居宅介護支援	その他（公正中立性の確保のための取組の見直し）	義務化から努力義務になることに際し、これまで行っていたことを行っていない場合、指導の対象になるか。	直ちに、居宅介護支援事業所に対し、指導を行うことはありません。 ただし、この制度が以前に義務化となった際には、「居宅介護支援事業所が特定の居宅系サービス事業所の選定をすることで、結果的に利用者の状態にそぐわないサービス提供となったり、利用者やその家族からの要望が叶わなくなったりすることを避ける」との考えがあったものと推察されます。 介護保険法は、利用者の尊厳を保持し、利用者が安全安心に日常生活を送ることを目的とした法律です。利用者の視点に立った適切な配慮は継続していただく必要があると考えます。 よって、努力義務を怠ることで結果的に利用者の不利益が生じるような場合には、指導等を行うことも考えられますが、具体的な取扱いについては、厚生労働省から今後示される「介護保険制度改正に関するQ & A」などの見解を注視する必要があります。	

※上記の「No.」は、該当質問項目ごとに受付けた順番となっています。そのため、回答は「〇〇の回答参照」などとしているものがあります。